

保 護 者 様

岡崎市こども部保育課

「インフルエンザによる出席停止」に関する提出書類の変更（お知らせ）

これまでお子様がインフルエンザに感染した場合、登園を再開する際には、医師に「診断及び登校（通園）許可証明書」を記入していただく必要がありました。しかし、今後は、医師による「診断及び登校（通園）許可証明書」は不要となり、それに代えて保護者の方に、別紙「インフルエンザ経過報告書」を記入の上、お子様が通われている園に提出していただくことになりました。これは、保護者の方やお子様の感染症の感染機会の軽減を図るための対応となります。何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

お子様が『インフルエンザ』と診断されたら、保護者の方に次のことをお願いします。

- ① 医療機関から「インフルエンザ経過報告書」の用紙が交付されます。
医療機関から「インフルエンザ経過報告書」が交付されない場合は、別紙 2 を使用するか、園に御連絡ください。
- ② 「インフルエンザ経過報告書」には、報告書裏面の記入例を参考に、保護者の方が必要事項を記載してください。
 - ・ インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで」です。
 - ・ 解熱した後 3 日を経過しても、発症から 5 日を経過しない場合は、登園することはできません。
 - ・ 登園の再開に当たり診察が必要かどうかについては、医師の指示に従ってください。
- ③ インフルエンザが治り登園を再開する際に、必要事項を記入していただいた「インフルエンザ経過報告書」をお子様が通われている園に必ず提出してください。
 - ・ インフルエンザにより欠席した場合は、法令の規定により出席停止となります。